改正土壌汚染対策法の主なポイント（2019年4月1日施行）

PICK UP!!

※改正の主要部分の抜粋となります。その他詳細はお問合せ下さい。

有害物質使用特定施設において、調査一時的免除中あるいは操業中に、900 ㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、届出および土壌汚染調査が必要になります。

- 改正前は 3,000 ㎡以上
- 調査範囲は土地の形質変更を行う範囲

【法第3条第7項・第4条第1項　他】

①＋②が 900 ㎡以上の場合、
届出および土壌汚染調査対象となる

土地の形質変更時の届出と併せて、土壌汚染調査結果を報告できます。

- 改正前は、届出後に土壌汚染調査の指示が出る
- 先行して調査を実施することで、手続きの迅速化・計画的な施工が可能

【法第4条第2項、規則第 25 の2、第 25 の3】

特定有害物質のシス−1,2−ジクロロエチレンを1,2−ジクロロエチレンに見直しました

- シス−1,2−ジクロロエチレンとトランス−1,2−ジクロロエチレンの和として基準値 0.04mg/L 以下
- 改正前は、シス−1,2−ジクロロエチレン単体で 0.04mg/L

© 2019 Mitsubishi Materials Techno Corp.

調査

試料採取等対象物質に、分解生成物を含むことを明確化。
四塩化炭素の分解経路として、四塩化炭素→クロロホルム→ジクロロメタンを新たに考慮することとなりました。

・クロロホルムは特定有害物質ではないため対象外

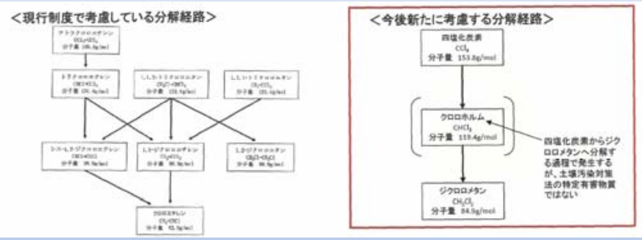

出典：環境省 平成30年度 改正土壌汚染対策法説明会試料

【規則第3条2項】

水質汚濁防止法に基づく地下浸透防止措置が適切に行われている施設のある場所は、汚染のおそれなしと見なされます。

・平成 24 年 6 月以降に設置された施設が対象

・地下浸透防止措置が図られた場所以外の敷地は、
「汚染のおそれが少ない」と見なされる可能性あり

【規則第3条第2項第 1 号】

親物質や分解生成物の組み合わせは、一式として土壌ガス調査、土壌溶出量調査を行います。

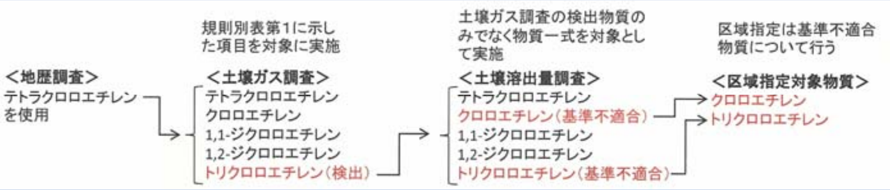

【規則第8条第1項】

出典：環境省 平成30年度 改正土壌汚染対策法説明会試料

自然由来汚染調査を行う際に、自然由来盛土等がある場合は、当該自然由来盛土等についても試料採取を行います。

・自然由来盛土等とは、以下のいずれにも該当する土壌

（1）調査対象地と専ら地質的に同質な状態で広がっている自然由来の汚染のおそれがある土壌が、
地表から 10mまでの深さより浅い位置に分布している土地の土壌であること

（2）次のいずれかの土壌であること

・900m未満の移動による掘削・盛土

・基準不適合の状態が同じであることが確認された土地間で移動した土壌であること

【規則第 10 条の2第 2 項、第 3 項 他】

© 2019 Mitsubishi Materials Techno Corp.

水面埋立て土砂由来汚染調査における試料採取地点が、第二種・第三種特定有害物質について 30m格子に1地点となり、埋立て範囲の上端、下端が判断できる場合はこの範囲のみ対象となります。

・改正前は 30m格子5地点で等量混合、かつ深さ1mごとに 10m まで 10 点

【規則第 10 条の 3 第1項】

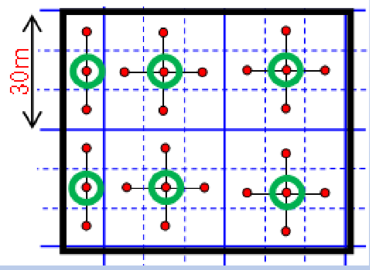

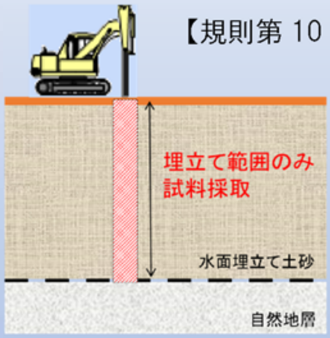

●・・・改正前の試料採取地点　○・・・改正後の試料採取地点

土地の形質変更時の調査は、最大掘削深度＋1mを超える深さに汚染のおそれがある場合は調査対象となりません。

・第一種特定有害物質の土壌溶出量調査の場合は、土壌ガス検出範囲における最大掘削深度＋1m

・調査の対象外とした場合は詳細報告が必要

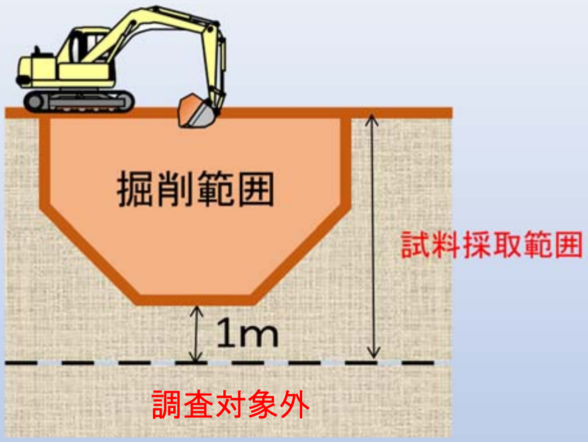

【規則第 4 条第 4 項、第 6 条第 3 項第 1 号　他】

都道府県の調査に基づき、汚染のおそれが無いと認められた土地については、法第4条 1 項の届出不要になります。

・3,000 ㎡以上の形質変更でも届出不要

【法第 4 条第 1 項第 2 号、規則第 25 条第 5 号】

© 2019 Mitsubishi Materials Techno Corp.

要措置区域

要措置区域において、汚染除去等の措置計画提出、計画変更、措置完了の報告が義務付けられました。

・記載事項、届出不要の軽微な変更等についても規定

【法第 7 条第 1 項～第 10 項　他】

汚染除去措置の完了条件として、目標土壌溶出量および目標地下水濃度を設定することとなりました。

・第二溶出量基準未満で設定
（現行の土壌溶出量・地下水基準でも良い）
・計算ツールは環境省 HP にて公開予定
・揚水施設による措置については設定しない
・地下水水質測定を年4回以上5年間継続し、直近2年間で目標地下水濃度を超えるおそれが無ければ措置完了（一部例外あり）

【法第 7 条第 4 項、規則第 40 条第 1 項　他】

汚染除去措置の施工方法が規定されました。

・土壌溶出量基準不適合土壌が帯水層に接する場合は、地下水質の監視を行いつつ地下水位を管理する施工が求められる。
→遮水壁が不要になる
・要措置区域外からの搬入土の分析頻度を規定

【規則第 40 条第 2 項第 1 号～第 4 号】

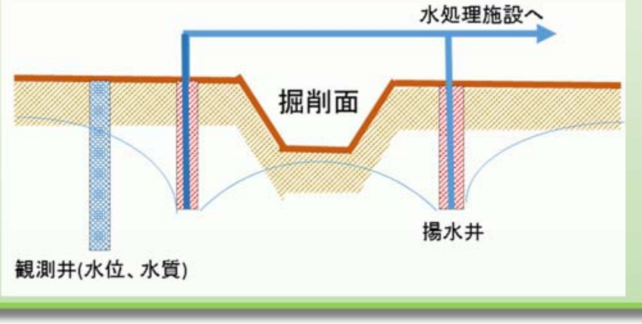

施工方法一例（井戸方式）

詳細調査のボーリングについては、汚染の拡散を引き起こさない方法であれば、土地の形質変更の禁止の例外となります。

【規則第 40 条第 2 項第 1 号、規則第 43 条第 2 号～第 4 号】

© 2019 Mitsubishi Materials Techno Corp.

形質変更時要届出区域

臨海部の工業専用地域で、あらかじめ都道府県知事より施工・管理方針の確認を受けた場合は、土地形質変更時の届出が 1 年毎の事後届出とできます。

・改正前は 14 日前までに届出

・臨海部特例区域として台帳に記載

・要件となる汚染状態等や届出についても規定

【法第 12 条第 1 項】

台帳

要措置区域、形質変更時要届出区域を解除した土地の解除台帳が調製されます。

・改正前は、解除後は台帳から削除

【法第 15 条第 1 項】

© 2019 Mitsubishi Materials Techno Corp.

汚染土壌の搬出等

同一の調査に基づき指定された要措置区域等の、飛び地間の搬出が可能になりました。

・形質変更の届出、搬出の届出、管理表の交付は必要

【法第 18 条第 1 項、第 2 項】

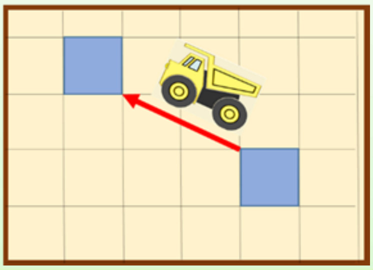

同一調査の要措置区域、形質変更時要届出区域内

自然由来等形質変更時要届出区域間の搬出が可能になりました。

・形質変更の届出、搬出の届出、管理表の交付は必要

・汚染の状況と地質が同じであること

（自然由来等形質変更時要届出区域･･･汚染が専ら自然由来または専ら埋め立て土砂由来）

【法第 18 条第 1 項、第 2 項】

認定調査の対象物質は、区域指定対象物質のみとなりました。

・改正前は、全ての特定有害物質(第三種を除く)

・地歴調査で汚染のおそれが認められた物質も含める

・汚染土壌処理施設の浄化等確認調査は、変更無し

【法第 16 条第 1 項、規則第 59 条の 2～3】

© 2019 Mitsubishi Materials Techno Corp.

汚染土壌処理業

処理施設に自然由来等土壌利用施設が追加されました。

・自然由来等土壌を、土木構造物の盛土や公有水面の埋立て等の材料に活用

・都道府県知事への申請、処理基準等を規定

【法第 22 条第 2 項第 3 号、処理業省令第 1 条　等】

指定調査機関

業務規定の記載事項に、技術管理者の監督に関する事項が追加されました。

・平成 32 年 3 月 31 日までに、追加事項を記載した業務規定を届け出る必要あり

【法第 37 条、指定省令第 19 条、指定省令附則 2】

経過措置

規定	基準日	適用
土壌汚染状況調査に係る規定	有害物質使用特定施設の廃止等の日	基準日が平成31年3月31日まで：旧法適用 基準日が平成31年4月1日以降：改正法適用
有害物質使用特定施設が設置されている工場における土地の形質の変更の規模要件（900㎡）	土地の形質の変更の着手日	基準日が平成31年4月29日まで：旧法適用 基準日が平成31年4月30日以降：改正法適用

出典：環境省　平成３０年度　改正土壌汚染対策法説明会試料

お問合せ･御見積依頼先

三菱マテリアルテクノ株式会社

エンジニアリング事業本部　営業部　東京支店

〒110-0016　東京都台東区台東 1-30-7

TEL 03-6628-6910　FAX 03-6628-6912

© 2019 Mitsubishi Materials Techno Corp.